

市第 3 号議案

横浜市市税条例の一部改正

横浜市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年 5 月18日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書を削る。

第21条第 1 項中「均等割額によって」の次に「、第 5 号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第 4 号中「ある者」を「あるもの」に改め、「。以下第33条の 6 第 1 項において同じ」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(5) 法人課税信託（法第 294 条第 1 項第 5 号に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの

第21条第 5 項を次のように改める。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（その社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

第22条第 3 号中「の者及び第 4 号の」を「から第 5 号までに掲げる」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第22条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前2条、第26条の2、第35条、第36条、第37条及び第40条の8を除く。第3項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 前2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第26条の2第1項の表の第1号	資本金等の額（法人税法	当該法人に係る固有法人（法人課税信託の受託者である法人について、第22条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る同条第1項に規定する固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）の資本金等の額（法人税法
第26条の2第1項の表の第2号から第8号まで	資本金等の額	当該法人に係る固有法人の資本金等の額

第33条の6第3項	義務がある法人	義務がある固有法人
	提出すべき法人	提出すべき固有法人
	寮等	当該固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する寮等

第29条の4の2第1項中「に対する」の前に「（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第85条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

附則第13条の4の次に次の1条を加える。

（高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告）

第13条の5 法附則第16条第11項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第12項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、同条第11項に規定する改修工事（以下この条において「改修工事」という。）が完了した日から3月以内に、同条第13項に規定する総務省令で定める書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 政令附則第12条第28項各号に掲げる者に該当する者の氏名及び当該者が当該各号のいずれに該当するかの別
- (4) 改修工事が完了した年月日

(5) 政令附則第12条第29項に規定する改修工事に要した費用の額

(6) その他市長が必要と認める事項

附則第18条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日から施行する。ただし、第85条の改正規定、附則第13条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第18条の改正規定は公布の日から、第13条ただし書を削る改正規定は平成19年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第21条、第22条及び第29条の4の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

3 新条例第22条の2の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生

ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に該当する法人課税信託を含む。）について適用する。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い法人課税信託の受託者に係る市民税に関する規定を新設するとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例の一部を改正したいので提案する。